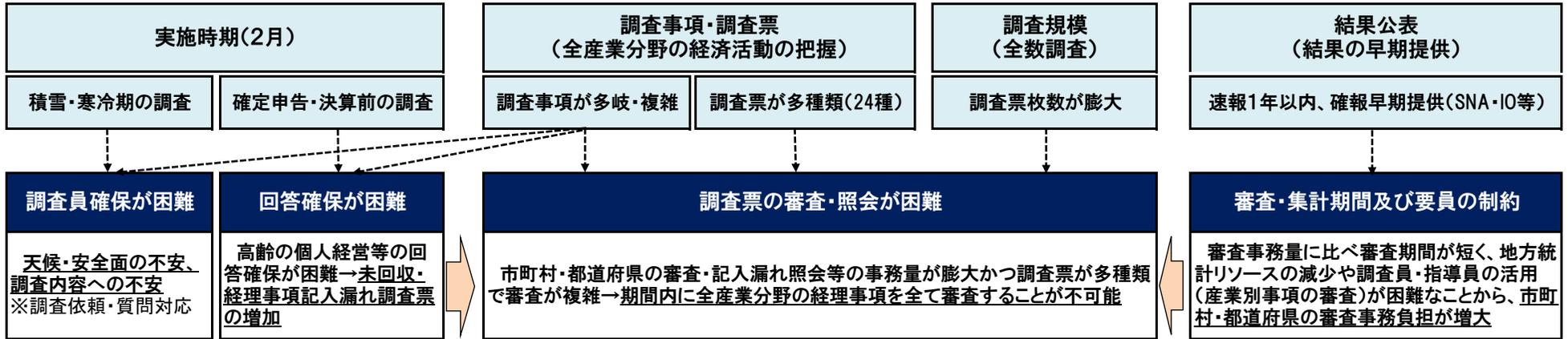


平成24年経済センサス-活動調査の実施状況及び次回調査に向けた検討の方向性

資料2-2

<24年調査>



| 調査員の確保状況 | |
|-----------------------------|-----|
| <調査員確保率> | |
| 全国 | 92% |
| 市部 | 92% |
| 政令市 | 86% |
| 郡部 | 96% |
| 大都市の調査員確保が不十分(1調査員の事務負担が増大) | |

| 調査票の回収状況 | |
|-----------------------|-----|
| <調査票回収率> | |
| 調査計 | 89% |
| 直轄調査 | 92% |
| 調査員調査 (事業所ベース) | 88% |
| 回収確保が不十分(調査員調査では9割未満) | |

| 売上高集計の有効回答状況 | |
|-----------------------|-----|
| <集計対象数の割合> | |
| 企業等集計 | 86% |
| うち大企業 (常雇100人以上) | 93% |
| 中小規模企業における売上高の回答確保が必要 | |

| 産業別集計の有効回答状況 | |
|-------------------------------------|-----|
| <主要産業の集計対象数の割合> | |
| 製造業 | 82% |
| 卸売業, 小売業 | 75% |
| サービス関連産業A | 77% |
| サービス関連産業B | 70% |
| 調査票第2面(産業別事項)の記入・審査精度(記入漏れ補完)の向上が必要 | |

24年調査結果の評価

- 企業数、事業所数、従業者数及び付加価値額等の主要結果は、他統計等の結果とほぼ整合的 (→初回調査としては、経済センサスの意義・目的をおおむね達成)
- 売上高全体の98%を占める法人企業(約195万)は、結果精度に大きな支障が生じない有効回答を確保
- 売上高は全体の2%であるが企業数の53%を占める個人経営企業(約218万)の回答確保が必要

- ① 個人経営企業(主に調査員調査)の調査事項を大幅に簡素化し、小規模事業所の報告者負担及び地方公共団体の審査事務負担を軽減
- ② 法人企業(主に直轄調査)の産業別調査事項の審査方法等を見直し、経理事項の審査・集計を効率化

小規模事業所の調査票回収率の向上(→母集団情報の整備)、結果精度の向上(→全産業の経済活動の把握)

経済センサスー活動調査（卸売業・小売業）の時系列比較について

平成24年経済センサスー活動調査（卸売業・小売業）と平成19年商業統計調査では、名簿や調査方法の違いから、結果として集計対象等が異なっている。

1. 活動調査と商業統計調査の相違

(1) 調査対象

- ・活動調査は、管理，補助的経済活動を行う事業所を含む。
- ・活動調査は、民営事業所のみを対象としており、公営は含まれていない。
- ・活動調査は、産業分類の改定（第12回）により、料理品小売業に分類されていた「客の注文により調理をし提供（持ち帰り又は配達）する事業所」が大分類M－宿泊業，飲食サービス業に分類変更されたため含まれていない。
- ・活動調査は、平成21年経済センサス－基礎調査の結果を中心に名簿を整備しているため、配布する調査票の産業も基礎調査の結果によるものであり、平成19年商業統計調査の産業分類が必ずしも考慮されているわけではない。

(2) 集計対象

- ・商業統計調査は、調査票が1種類のため存続事業所はもとより新設事業所に対しても商業の調査票を配布することができた。しかし、全産業を調査する活動調査では、調査員調査の円滑な実施を図るため、名簿の産業と実際の産業が異なった場合も調査票の配り直しは行わず、また、新設事業所についても各産業固有の調査事項のない産業共通調査票を配布していることから、これらの商業事業所については産業特性事項を把握していない。加えて、卸売業，小売業の調査票が配布されたものの、産業特性項目に記入不備のあった事業所もあり、このため、活動調査（卸売業・小売業）は、商業統計調査に比べ、「年間商品販売額」、「商品手持額」、「売場面積」等の産業特性項目について集計できた事業所数が少ない。

商業統計調査と経済センサスー活動調査（卸売業・小売業）の比較

| | | 事業所数 | | | 年間商品販売額(百万円) | | |
|--------|----------|-----------|---------|-----------|--------------|-------------|-------------|
| | | 合計 | 卸売業 | 小売業 | 合計 | 卸売業 | 小売業 |
| 商業統計調査 | 平成 6 年 | 1,929,250 | 429,302 | 1,499,948 | 657,641,930 | 514,316,864 | 143,325,066 |
| | 平成 9 年 | 1,811,270 | 391,574 | 1,419,696 | 627,556,414 | 479,813,298 | 147,743,116 |
| | 平成 11 年 | 1,832,734 | 425,850 | 1,406,884 | 639,285,134 | 495,452,581 | 143,832,553 |
| | 平成 14 年 | 1,679,606 | 379,549 | 1,300,057 | 548,464,126 | 413,354,832 | 135,109,294 |
| | 平成 16 年 | 1,613,318 | 375,269 | 1,238,049 | 538,775,809 | 405,497,178 | 133,278,631 |
| | 平成 19 年 | 1,472,658 | 334,799 | 1,137,859 | 548,237,118 | 413,531,672 | 134,705,446 |
| 経済センサス | 平成 24 年① | 1,405,021 | 371,663 | 1,033,358 | 480,332,788 | 365,480,510 | 114,852,278 |
| | 平成 24 年② | 1,049,870 | 267,008 | 782,862 | 450,927,646 | 340,437,783 | 110,489,863 |
| 差 | ①－② | 355,151 | 104,655 | 250,496 | 29,405,142 | 25,042,727 | 4,362,415 |
| % | ②÷① | 74.7 | 71.8 | 75.8 | 93.9 | 93.1 | 96.2 |

①は「I 卸売業，小売業」に格付けられたすべての事業所を集計

②は①のうち、管理，補助的経済活動のみを行う事業所を除き、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所を集計